

地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドの利用について【3.0版】に対する意見照会の概要

地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウド移行の利用について【3.0版】について、地方公共団体に対して意見照会を行いました。いただいたご意見23件のうち、誤記や修正に係る事項を除く、主なご意見とそれに対するデジタル庁の回答について記載いたします。

No	分類	主なご意見	回答
1	本書の対象	デジタル行政推進法の改正により、公共情報システムについてもガバメントクラウドの利用が可能とされたことを踏まえ、本書の対象が標準準拠システムであることがタイトルからも明確になるよう、タイトルを「地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウド移行に係る手順書」等に変更してはどうか。タイトルに標準準拠システムと入れることで、文書の検索性も高まるものと思料する。	意見を採用させていただき、文書タイトルを変更させていただきます。
2		デジタル行政推進法の改正により、公共情報システムについてもガバメントクラウドの利用が可能とされたことから、標準準拠システムと同じように、公共情報システムについても本書のようなガバメントクラウドの利用基準を作成していただきたい。	公共情報システムの申請方法等のご案内は必要と考えております。ご意見を踏まえ、対応検討致します。
3		関連システムの記載を削除した意図は何か。関連システムは本文書の対象外となるのか。	年末に成立したデジタル行政推進法に基づき、公共情報システムに関するガバメントクラウドの利用の検討の努力義務が課されており、本ドキュメントは、標準化対象システムに特化した内容として記載することが適切との判断に基づくものとしています。
4	回線運用管理補助	この「クラウドサービスを用いて通信経路・通信制御に係る運用管理業務」は具体的には専用線接続サービス（AWSであればダイレクトコネクト）の提供なのか、それともネットワークアカウントにおける通信制御（AWSであればTGWやPrivatelink）を指すのか、いずれか。それとも両方を指すのか。	両方となります。
5		LGCSを用いる場合、これらの契約がどのような位置づけになるのか補足する事が望ましい。	貴重なご意見として今後反映の要否も含め検討いたします。

地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドの利用について【3.0版】に対する意見照会の概要

No	分類	主なご意見	回答
6	按分情報登録	3.1.6④及び⑥は3.1.5①（ウ）に記載すべきでは無いか。また共同利用方式における利用団体間の料金按分の決定スキームについて言及が無いが、記載すべきでは無いか。	按分決定のスキームといったプロセスに係る記述は、契約書、ひな型、GCASドキュメントにて記載するとの整理がなされており、該当ドキュメントを参照いただきたく存じます。
7		「按分情報」として具体的にどのような情報の報告が必要となるのでしょうか。登録に必要な具体的な内容を明示いただくことを希望します。	按分決定のスキームといったプロセスに係る記述は、契約書、ひな型、GCASドキュメントにて記載するとの整理がなされており、該当ドキュメントを参照いただきたく存じます。
8		「按分情報登録」に当たっては、事業者から提供を受けたコスト比率に関する情報を報告すれば足りるのでしょうか。登録に必要な具体的な内容を明示いただくことを希望します。	按分決定のスキームといったプロセスに係る記述は、契約書、ひな型、GCASドキュメントにて記載するとの整理がなされており、該当ドキュメントを参照いただきたく存じます。
9		地方公共団体は利用するクラウド環境の利用料金についての自らの負担率をデジタル庁に報告（以下、「按分情報登録」という。）する義務を負う。（利用権付与契約第三十条）とあり、実務上按分登録業務を委託する必要があるとされているが、この場合において、報告義務はあくまで地方公共団体にあることから、按分登録業務を委託する場合においても、委託元である地方公共団体においても按分情報を把握、管理する義務を負うという認識で良いか。	当該報告義務を委託した場合に、地方公共団体側で按分情報を把握、管理する義務を負うものとは考えておりません。
10		共同利用方式を採用していることから、利用料金の按分業務は不可避であります。しかしながら、負担率の算定を本市で行う事は出来ないものと考えております。必然的に、運用管理補助者に委託するしか無いのですが、その率の正当性はどのようにして確認すれば良いのでしょうか。デジタル庁で検証されたりするのでしょうか。	按分率の正当性が何を指すのか必ずしも定かではありませんが、按分率に関する説明責任は、按分率の算出手法を定めた主体にあるものと認識しており、デジタル庁による検証は想定していません。
11		デジタル庁からの請求と事業者からの情報に相違があった場合、どのような方法で確認すればよいのでしょうか。想定される不備にあたる具体的な内容を明示いただくことを希望します。	個別具体的な不備の例を示すことは技術的に困難であり、個々の事例に応じて判断すべきものと認識しております。

地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドの利用について【3.0版】に対する意見照会の概要

No	分類	主なご意見	回答
12	債務引受	図1～3において、地方公共団体とCSPの間にデジタル庁が絡んでいることが示されていますが、図の矢印は地方公共団体からCSPへ結ばれています。どちらが正しいのでしょうか。（2.0版では、地方公共団体→デジタル庁→CSPとなっていました。）	文言で「クラウド利用料支払義務」につき「地方公共団体が免責的に引き受ける」と記載されており、図の地方公共団体からCSPに向かっている緑色の矢印は、地方公共団体がデジタル庁からクラウド利用料支払義務を免責的に引き受けた後の状態を記載しているものですので、文言と図は同じ内容を説明しております。
13		利用権付与・債務引受契約によって、自治体が利用した利用料にかかる債務を引き受けることになる。 そもそも、CSPとデジタル庁でどのような契約を行っているか不明な中で、債務のみ引き受けるのはきわめてリスクが高いと考える。 利用権付与・債務引受契約の締結に際しては、必ずクラウドサービス基本契約書を自治体に開示することを強く求める。	ご指摘を踏まえ、クラウドサービス基本契約書の内容については開示致します。
14	クラウド環境及びクラウド環境への権限	「表2 ユーザーへの権限設定の一覧」においては、クラウド環境そのものに紐づき当該環境の全ての権限を持つユーザーの保有者は「デジタル庁または地方公共団体並びにガバメントクラウド運用管理補助者」と記載されており、本文中の文言と異なっています。どちらが正しいのでしょうか。	「原則」デジタル庁で管理しますが、例外的に地方公共団体並びにガバメントクラウド運用管理補助者が保有する場合があります。
15		本文書では「クラウド環境」となっているが、GCAS上のガバメントクラウド概要解説では「利用システム向け領域」となっており、用語や表現を統一すべきである。	ご指摘を踏まえ対応検討致します。
16		「CSPと個別の契約を締結するのではなく、より効率的に調達を行うため」とあるが、「より効率的に」では事務効率の視点だけにとれます。「より効率的・より安価に」とコスト効果についても明示することが必要と思われるが、そのような記載になっていないのはなぜでしょうか。	ご指摘の箇所ですが、デジタル庁が仲介してCSPと契約を行うことで、地方公共団体の契約手続き事務の効率化を図る内容を示しています。そのため原文はそのままとさせていただきます。

地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドの利用について【3.0版】に対する意見照会の概要

No	分類	主なご意見	回答
17	ガバメントクラウドの共同利用方式	<p>推奨とあるが、今となってはメリットよりデメリットが目立つ面もあり、次回改定時に修正していただきたい。</p> <p>①手続きの簡素化 ②運用管理の負担軽減 ③複数の地方公共団体の運用管理業務の効率化</p> <p>①、②は単独利用方式においても委託することが可能であり、共同利用方式のメリットとまで感じない。③についても運用管理業務の委託費が生じるため、どれ程の効率化があるか不明の中では、メリットに感じない。</p> <p>デメリットとして、</p> <p>①共同利用方式であるが故に、無駄な構成の変更に応じてもらえない ②運用管理補助業務に関与できないが故に、コンソール等、クラウドのリソース確認が困難。そのため、無駄な構成を変更できないままシステムが稼働される。 がある。</p> <p>特に②については、ASPのシステムがクラウド最適化され成熟されていけば問題は無いが、まだまだ成熟まで時間がかかる中で、自治体職員による改善への関与が薄まれば、クラウド最適化へ非常に時間がかかるのではないかと懸念がある。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、単独利用方式を採用し、自ら運営できるだけの人力的リソースを有する団体がそのメリットを享受しうる点を否定している趣旨ではなく、また、デメリットとして指摘をいただいている点についても、委託元の地方公共団体と運用管理補助者との関係性の中で改善しうる内容が含まれており、共同利用方式のメリットを否定する論拠とはなっていないものと認識しております。特に、運用管理の物理的な負担は軽減しつつも、運用管理の質の改善を求めることは委託元として可能であり、その場合、デメリットとして掲げている点については、改善の余地があるものと考えられます。</p>